

令和8年度 公文書開示（8月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
1	R8. 7. 21	R8. 8. 4	(1) 契約締結請求書（施行文） (2) 一般競争入札による契約の締結について（T A I M Sライセンス（令和 8 年度分の買入れ））（ 7 財経二契第1603号の 2 ） (3) 第1回 入札経過調書 (4) 契約締結決定等通知書（ 7 財経二契第1603号の 2 ） (5) 確認同意者（合意締結当事者）の異動について	12	1															デジタルサービス局デジタル基盤部デジタル基盤運用課
2	R8. 7. 21	R8. 8. 4	(1) TAIMSライセンス（令和 8 年度分）の買入れの契約締結請求について（ 7 デ基運第1157号） (2) 東京都広報への登載及び一般競争入札による契約の締結について（ T A I M Sライセンス（令和 8 年度分）の買入れ）（ 7 財経二契第1603号） (3) 合意締結証明書 (4) 物品買入契約書	55		1					1	1			1				(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるから、条例第 7 条第 2 号に該当するため (7 条 3 号) 契約の相手方担当者の所属については、事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められる情報のため (7 条 6 号) 公にすることにより、以後の同種の契約において予定価格が推察される恐れがあり、入札手続の公正を害し、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため	デジタルサービス局デジタル基盤部デジタル基盤運用課
3	R8. 8. 5	R8. 8. 18	令和 8 年年間出勤簿	1		1					1								(7 条 2 号) 個人に関する情報で、休暇の取得情報等は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため	デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル戦略課
4	R8. 8. 5	R8. 8. 18	令和 8 年休暇職免等処理簿、申請検索一覧（令和 8 年 2 月及び 3 月）				1				1								(7 条 2 号) 個人に関する情報で、休暇の取得情報等は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため	デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル戦略課